

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正の素案（新旧対照表）

(現 行)	(改 正 後)
○豊中市環境の保全等の推進に関する条例 第 1 章～第 8 章 （省略） 第 9 章 罰則（第 89 条—93 条） 第 89 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 100,000 円以下の罰金に処する。 <u>(1) 第 35 条の規定による命令に違反した者</u> <u>(2)</u> 第 45 条の規定による警告に従わず違反行為を続けた者又は同条の規定による命令に違反した者 <u>(3)</u> 第 47 条第 2 項の規定による命令に違反した者 第 90 条 （省略） 第 91 条 （省略） <u>第 92 条 第 32 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。</u> <u>第 93 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 89 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	○豊中市環境の保全等の推進に関する条例 第 1 章～第 8 章 （省略） 第 9 章 罰則（第 89 条—92 条） 第 89 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 100,000 円以下の罰金に処する。 <u>削除</u> <u>(1)</u> 第 45 条の規定による警告に従わず違反行為を続けた者又は同条の規定による命令に違反した者 <u>(2)</u> 第 47 条第 2 項の規定による命令に違反した者 第 90 条 （省略） 第 91 条 （省略） <u>削除</u> <u>第 92 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 89 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。